

職員の特殊勤務手当の運用について

制 定 平 18. 3. 31 総務 1342

最近改正 令 8. 5. 29 総務給 7

高所作業手当（条例第 4 条、条例施行規則第 3 条）関係

- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 12 年大阪市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の「地上又は水面上 10 メートル以上」及び同条第 2 項の「地上又は水面上 20 メートル以上」とは、それぞれ予想される落下地点からの高さをいう。
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 18 年人事委員会規則第 9 号。以下「条例施行規則」という。）第 3 条第 2 項の「人事委員会の承認を得て総務局長が定める作業」とは、^{きく}柵等の防護設備がない箇所で行う作業、はしご若しくは足掛け金具による昇降、建築物の屋上で柵等の防護設備がない箇所で行う作業のうち端から 1 メートル以内の場所で行う作業又は電柱上の作業をいう。
- 3 組み足場、高所作業車若しくはゴンドラにおける作業、階段による昇降又は柵等から身を乗り出して行う作業は、条例第 4 条第 1 項の「足場の不安定な箇所で行う作業」に該当しない。
- 4 条例第 4 条第 2 項の「地上又は水面上 20 メートル以上」には、同一の日における作業の一部が地上又は水面上 20 メートル以上の箇所で行われた場合を含むものとする。

汚水内作業手当（条例第 5 条、条例施行規則第 4 条）関係

- 1 条例第 5 条第 1 項の「汚水又は汚泥内」とは、汚水若しくは汚泥に浸かる状態又は汚泥上での状態とする。
- 2 条例施行規則第 4 条に規定する「人事委員会の承認を得て総務局長が定める作業又は業務」とは、急速ろ過池若しくは塩素混和池又はそれらへの送水部分における施設維持管理作業又はその監督の業務及び開放型管渠^{きよ}での施設維持管理作業又はその監督の業務とする。

荒天時船舶作業手当（条例第 6 条、条例施行規則第 5 条関係）

- 1 条例第 6 条第 1 項の「風速」は、住之江区南港北 1 丁目に設置している大阪港湾局所有の風向風速計の測定結果に基づくものとする。ただし、特別の事情がある場合は、気象庁の測定結果に基づくものとする。
- 2 条例施行規則第 5 条の「人事委員会の承認を得て総務局長が定めるもの」とは、給水作業、広報船運航作業、しゅんせつ作業、揚泥作業、押船作業又は油回収船作業とする。

放射線取扱手当（条例施行規則第 6 条）関係

条例施行規則第 6 条第 2 項の「放射線若しくは放射性同位元素による診療検査」とはラジオアイソトープ検査とする。

感染症予防救済従事者手当（条例第 11 条）関係

- 1 条例第 11 条第 1 項第 1 号の「感染症の病原体に汚染されている区域」とは、感染症の患者がいる場所又はいた場所、感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所とする。
- 2 条例第 11 条第 1 項第 1 号の「病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 27 条若しくは第 29 条に規定する消毒作業又は法第 15 条若しくは第 35 条に規定する調査作業とする。
- 3 条例第 11 条第 1 項第 2 号に規定する「環境改善地区」とは、あいりん地域とする。

取締折衝等業務手当（条例第 13 条）関係

条例第 13 条第 1 項第 2 号の「相手方から暴行を受けるおそれがあるもの」とは、暴行を加える者又は凶器により脅迫する者に対して、現場において行う徴収、調査、指導、交渉、折衝等の業務（暴行を避けた場合を含む。）をいい、暴言や言葉による脅迫は該当しない。

と畜解体作業等業務手当（条例第 14 条）関係

条例第 14 条第 1 項の「処理室」とは、と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 1 条第 4 号に規定すると室及び病畜と室をいう。

緊急対策業務等手当（条例第 16 条）関係

- 1 条例第 16 条第 1 項の「自己の生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況」とは、暴風警報、大雨警報、大津波警報又は津波警報が発表されている状況とする。
- 2 条例第 16 条第 2 項の「日没時から日出時までの間」は、国立天文台が発表する日の出及び日の入りの時刻に基づくものとする。

外国勤務手当（条例第 18 条、条例施行規則第 13 条）関係

- 1 条例第 18 条第 1 項の「これに準ずると市長が認めるもの」は、独立行政法人日本貿易振興機構の海外事務所をいう。
- 2 条例第 18 条第 3 項第 1 号に規定する加算額（以下「住居手当」という。）の支給を受けようとする外国勤務職員は、住居届（第 1 号様式）に契約書、領収書その他の証拠書類の写しを添付して、所属長に提出しなければならない。
- 3 外国勤務職員が居住する住宅が家具付きである場合には、その家賃から家具相当額として、その家賃の 100 分の 10 に相当する額を控除した額をもって家賃の額とする。
- 4 外国勤務職員がホテル又はこれに類する宿泊施設（以下「ホテル等」という。）に居住する場合には、室料をもって家賃の額とする。
- 5 外国勤務職員が赴任又は転勤のため勤務地に到着した場合において、職員の旅費に関する条例（令和 7 年大阪市条例第 20 号）第 14 条に規定する着後滞在費の支給を受ける場合の住居手当の額に相当する額は、着後滞在費に含まれる宿泊費に対応する夜数（外国勤務手当の支給期間前の日の夜数を除く。）を控除した日数をもって計算する。
- 6 外国勤務職員が同一勤務地において住居を移転した場合の住居手当の期間の計算方

法は、新たな住宅に入居した日から転居する日の前日までとする。

- 7 家賃の額を在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和 49 年政令第 179 号）別表第 2 の在外住居手当の月額限度額の表示通貨に換算する必要がある場合には、当該家賃の額を財務大臣が日本銀行本店において公示する外国勤務手当の支給日の属する期間の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（以下「基準外国為替相場等」という。）により、本邦通貨に換算（当該家賃の額が本邦通貨により定められた場合を除く。）し、更に当該表示通貨に換算するものとする。
- 8 条例施行規則第 13 条第 5 項に定める人事委員会の承認を得て総務局長が定める方法は、住居手当の額を財務大臣が日本銀行本店において公示する外国勤務手当の支給日の属する期間の基準外国為替相場等により、本邦通貨に換算する方法とする。
- 9 条例第 18 条第 3 項第 3 号に規定する加算額（以下「子女教育手当」という。）の支給を受けようとする外国勤務職員は、年少子女届（第 2 号様式）を所属長に提出しなければならない。
- 10 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号）第 24 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定に基づく子女教育手当を受けようとする外国勤務職員は、前項の届のほか年少子女教育届（第 3 号様式）に授業料等の領収書その他の証拠書類の写しを添付して、所属長に提出しなければならない。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令 8. 5. 29 総務給 7）

この改正は、通知の日から施行する。